

第698回通関協議会(本関地区)

- 1、日 時 平成28年 7月 12日 (火) 12時より
- 2、場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室
- 3、議題等(敬称略)

(1)輸出入関係取扱品目分担一覧表の改正について

業務部 鈴木 管理課

(2)第50回通関士試験の概要について

業務部 山本 首席通関業監督官

(3)関税法第70条の規定に基づく他法令確認書類の取扱いについて

業務部 金子統括審査官(通関総括第3部門)

その他・連絡事項等

・知的財産に係る税関への新規・追加差止申立てについて(5月～6月)

業務部 小林 知的財産調査官

・電磁的記録(MSX業務)による申告関係書類の提出状況について

業務部 星野統括審査官(通関総括第1部門)

次回開催予定日 **8月は休会 平成28年9月6日(火) 12:00～**

開 催 場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp

輸出入関係取扱品目分担一覧表(平成28年7月)

部	部別品目	類	類別品目	関税鑑査官								本関		本牧								大黒				船市		東扇島			
				青木	三枝	熊倉	山崎	松本	本田	小野	鈴木	芳賀	特別通関1,2	通関1	通関2	通関1	通関2	通関3	通関4	通関5	通関6	通関7	通関8	通関1	通関2	通関3	通関4	通関1	通関2	通関1	通関2
															入	入	入	入	出	出						入	入	出			
1	動物(生きているもの)及び動物性生産品	1~5	動物、肉、魚介類、酪農品																												
2	植物性生産品	6~14	野菜、穀物、採油用の種																												
3	動植物の油脂、調製食用油、ろう	15	同左																												
4	調製食料品、飲料、アルコール、たばこ	16~18	肉、魚又は甲殻類、砂糖菓子																												
		19~22	ミルク調製品、各種調製食料品																												
		23~24	たばこ																												
5	鉱物性生産品	25~27	塩、土石類、鉱石、鉱物油																												
6	化学工業の生産品	28	無機化学品																												
		29~32	有機化学品、医療用品、肥料																												
		33~34	精油、化粧品類、洗剤																												
		35~37	変性澱粉、火薬類、写真材料																												
		38	各種の化学工業生産品																												
7	プラスチック、ゴム	39~40	同左																												
8	皮革、毛皮、動物用装着具、旅行用具	41~43	同左																												
9	木材、コルク、組物材料製品	44~46	同左																												
10	木材パルプ、紙、板紙、及びその製品	47~49	同左																												
		50~60	繊維及びその製品																												
11	繊維用繊維及びその製品	61~63	衣類等																												
		64~67	同左																												
12	はき物、帽子、傘、羽毛製品、造花	64~67	同左																												
13	石、石綿、雲母、陶磁製品、ガラス	68~70	同左																												
14	貴石、貴金属、身辺細貨類、貨幣	71	同左																												
15	卑金属及びその製品	72~76	鉄鋼、銅、アルミ等及び製品																												
		78~81	鉛、亜鉛、すず及びその製品																												
		82~83	卑金属製品の工具、道具																												
16	機械類、電気機器、VTR、音声再生機	84	原子炉、ボイラー、機械類																												
		85	電気機器、VTR、音声再生機																												
17	車両、航空機、船舶及び輸送機器	86~89	同左																												
18	光学機器、写真用機器、医療用機器	90~92	同左																												
19	武器、銃砲弾	93	同左																												
20	雑品	94~95	同左																												
		96	同左																												
21	美術品、収集品及びこつとう	97	同左																												
		-	プラント貨物																												

(山下地区に蔵置される貨物に限る)

注:本牧・通関第5、6部門及び大黒・通関第3部門は輸出専担部門になります。

注:本牧・通関第8部門は山下事務所を設置される部門となります。

注:次の署所については、分担区分はありません。

仙台塩釜、石巻、気仙沼、仙台空港、小名浜、相馬、福島空港、鹿島、日立、つくば、千葉、木更津、姉崎、銚子、横須賀、三崎、川崎、鶴見、宇都宮、川崎外郵

平成 28 年

第 50 回通関士試験受験案内

財務省

この試験は、通関士として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的として行われます。

受験を希望される方は、以下の説明をよく読んで間違いのないようにしてください。

I 通関士試験要領

1 受験資格

学歴、年齢、経歴、国籍等についての制限はありませんので、どなたでもこの試験を受けることができます。

2 試験の日時と試験科目

(1) 試験の日 平成 28 年 10 月 2 日 (日)

(2) 試験科目及び時間

試験科目	時間
《1》通関業法	9:30～10:20
《2》関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法（同法第 6 章に係る部分に限る。）	11:00～12:40
《3》通関書類の作成要領その他通関手続の実務	13:50～15:30

「その他関税に関する法律」とは、具体的には次のものをいいます。

- ① 関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）
- ② 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和 27 年法律第 112 号）
- ③ コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（T I R 条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和 46 年法律第 65 号）
- ④ 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（A T A 条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和 48 年法律第 70 号）
- ⑤ 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和 52 年法律第 54 号）

上記《1》及び《2》の科目の出題範囲は、法律のほか、それぞれの法律に基づく関係政令、省令、告示及び通達とし、平成 28 年 7 月 1 日（金）現在で施行されているものとします。《1》及び《2》の科目においては、前記の法令、告示及び通達以外の条約等（T I R 条約、経済連携協定等）は、出題範囲に含みません。

なお、通関業法に規定する通関業者に係る出題については、関税法第 79 条の 2 に規定する認定通関業者に係るものを含みます。

3 試験の方法等

(1) 各試験科目とも筆記（マークシート方式）により行います。

試験科目	出題形式、配点及び出題数			
	選択式 (注 1)	択一式	計算式	選択式・ 計算式
《1》通関業法	35点(10問)	10点(10問)	/	/
《2》関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法（同法第 6 章に係る部分に限る。）	45点(15問)	15点(15問)		
《3》通関書類の作成要領その他通関手続の実務	/			20点(2問)
通関書類の作成要領(注 2)	/			20点(2問)
その他通関手続の実務	10点(5問)	5点(5問)	10点(5問)	/

注1. 「選択式」とは、文章の空欄に当てはまる最も適切な語句を選択肢から選んで解答する形式、又は五肢の中から「正しいもの」若しくは「誤っているもの」を複数選択する形式です。

2. 輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を使用して行う輸出申告と輸入申告の問題を、前回（第49回）と同様の形式で各1問出題します。

(2) 試験合格のためには、前記3(1)に掲げる各試験科目とも合格基準を満たす必要があります。

4 試験実施地と受験願書の提出先

試験実施地	受験願書の提出先	所在地	電話番号 (FAX番号)
北海道	函館税関 通関業監督官	〒040 函館市海岸町24番4号 -8561 函館港湾合同庁舎	0138-40-4259 (0138-45-8872)
新潟県	東京税関 通関業監督官	〒135 東京都江東区青海2丁目7番11号	03-3599-6316
東京都		-8615 東京港湾合同庁舎	(03-3599-6464)
宮城県	横浜税関 通関業監督官	〒231 横浜市中区海岸通1丁目1番地	045-212-6051
神奈川県		-8401	(045-651-6106)
静岡県	名古屋税関 通関業監督官	〒455 名古屋市港区入船2丁目3番12号	052-654-4005
愛知県		-8535 名古屋港湾合同庁舎	(052-653-4805)
大阪府	大阪税関 通関業監督官	〒552 大阪市港区築港4丁目10番3号 -0021 大阪港湾合同庁舎	06-6576-3251 (06-6576-6071)
兵庫県	神戸税関 通関業監督官	〒650 神戸市中央区新港町12番1号	078-333-3026
広島県		-0041	(078-333-3166)
福岡県	門司税関 通関業監督官	〒801 北九州市門司区西海岸1丁目3番10号 -8511 門司港湾合同庁舎	050-3530-8371 (093-332-8410)
熊本県	長崎税関 通関業監督官	〒850 長崎市出島町1番36号 -0862	095-828-8628 (095-827-0580)
沖縄県	沖縄地区税関 通関業監督官	〒900 那覇市港町2丁目11の1 -0001 那覇港湾合同庁舎	098-862-8658 (098-863-0390)

注. 試験会場については、受験票に記載して通知します。

5 受験願書受付期間等

(1) 受験願書を書面により提出する場合

受付期間は、平成28年7月25日（月）から同年8月8日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、午前10時から午後5時までとします。

郵送の場合には、平成28年8月8日（月）までの消印のあるものに限り受け付けますが、なるべく同月5日頃までに発送するようにしてください。

(2) 受験願書をNACCSを使用して提出する場合

受付期間・時間は、平成28年7月25日（月）午前10時から同年8月8日（月）午後5時までとします。（土曜日及び日曜日を含む。）

なお、受験願書をNACCSを使用して提出する場合には、必ず前記の受付期間・時間内に受験手数料を電子納付してください。**受験手数料の納付及び受験票の提出があるまでは受理が保留されますので注意してください。**

その他、NACCSの利用申込み手続及び使用方法等の詳細については、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（NACCSセンター）のホームページ（<http://www.naccs.jp/>）を参照してください。

6 合格発表

平成28年11月25日（金）（予定）に合格者の氏名及び受験番号を官報に掲載し、受験した税関の各官署に合格者の受験番号を掲示します。また、合格者には通関士試験合格証書を郵送します。

なお、税関ホームページ（<http://www.customs.go.jp/>）にも合格者の受験番号を掲載します。

II 受験手続

1 受験願書を書面により提出する場合

(1) 出願書類

- ① 受験願書…… 所要事項を記載し、受験手数料として **3,000 円分の収入印紙（現金、郵便切手、収入証紙等は不可）**を過不足なく所定の箇所に貼ってください。
- ② 受験票…… 所要事項を記載し、**写真（無背景、無帽、正面を向いた上半身のもの、受験願書提出前1年以内に撮影したもの。大きさ縦3.5cm、横3cm。カラー、白黒を問わない。）**を所定の箇所に貼ってください。
ただし、不鮮明な写真、後日変色のおそれのある写真、また、後日写真の表面と裏面が剥がれてしまうおそれのある写真は受け付けられません。
※ 郵送による出願の場合には、必ず52円切手を貼ってください。
- ③ 通関士試験科目の一部免除通知書の写し…… 既に「通関士試験科目の一部免除通知書」の交付を受けている方に限ります。今回の試験で初めて試験科目の一部免除を受けようとする方は、後記(3)の手続を必要とします。

(2) 申込みの方法等

① 出願書類請求方法

出願用紙及び受験票の各用紙は、前記 I の 4 の受験願書の提出先に請求してください。これらの用紙を郵便で請求する場合には、**必ず所要の切手（1部請求の場合は120円、2部請求の場合は140円）**を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形2号封筒：A4サイズが入る大きさのもの）を同封し、受験願書受付期間に間に合うよう早めに請求してください。

② 申込みの方法

前記(1)の出願書類を前記 I の 4 の受験願書の提出先に提出してください。

出願書類を郵送する場合には、**必ず「書留」、「簡易書留」又は「特定記録」の追跡可能な方法とし、封筒の表に「通関士試験」と朱書してください。**郵送の場合は、平成28年8月8日（月）までの消印のあるものが有効です。

出願書類を郵送以外の方法で送付する場合には、平成28年8月8日（月）午後5時までに税関に到着したものに限り受け付けます。

また、**試験科目の一部免除申請を同時に行う場合には、受験票と通関士試験科目の一部免除又は申請却下通知書を同時に送付しますので、必ず所要の切手（書留であれば550円、簡易書留であれば430円、特定記録であれば280円）**を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形2号封筒：A4サイズが入る大きさのもの）を同封してください。この場合には、**受験票に52円切手を貼る必要はありません。**（直接税関へ出願書類を持参して申し込む場合であっても、返信用封筒は添付してください。）

- ③ なお、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望される方は、受験申込みの際にその旨を申し出てください。

(3) 試験科目の一部免除

初めて試験科目の一部免除を受けようとする方は、次により手続を行ってください。

① 免除を受けられる場合と免除される科目

イ 通関業者の通関業務又は官庁における関税その他通関に関する事務（税関の事務及びその監督に係る事務をいう。以下同じ。）に従事した期間が通算して15年以上になるとき……… 前記 I の 2 の(2)の《2》及び《3》の科目が免除されます。

ロ 通関業者の通関業務又は官庁における通関事務（税関における貨物の通関事務（その監督に係る事務を含む。）をいう。以下同じ。）に従事した期間が通算して5年以上になるとき……… 前記 I の 2 の(2)の《3》の科目が免除されます。

なお、通関業者の通関業務及び官庁の関税に関する事務等の中には、特別の判断を必要としない機械的事務（例えば、自己の判断を要しない単なるパソコン等への入力事務及びタイプ事務、使送事務、貨物の内容点検業務等）は含まれないことになっています。

② 期間計算

通関業者の通関業務又は官庁の事務に従事した期間の計算方法は、次によるものとします。

イ 通関業者の通関業務又は官庁の事務に最初に従事することとなった日を始期とし、当該業務又は事務に従事しないこととなった日の前日又は受験願書受付締切日を終期として計算します。この場合に、始期となる日又は終期となる日の属する月はそれぞれ1月として計算し、始期と終期との間に当該業務又は事務に従事しないこととなった場合に

は、それぞれの従事する期間について同様の方法によって計算したうえで合算します。

ロ 同一の月においてその従事しないこととなった通関業者の通関業務又は官庁の事務に再び従事することとなったときは、その月においては、当該業務又は事務に引き続き従事したものとして計算します。

ハ 官庁における関税その他通関に関する事務に従事していた方が、同一月内に通関業者の通関業務若しくは官庁における通関事務に従事することとなった場合又はその反対の場合においては、その月については、通関業者の通関業務若しくは官庁における通関事務に従事していたものとして計算します。

③ 申請手続

イ 申請書類

試験科目の一部免除を受けようとする方は、「通関士試験科目の一部免除申請書」（税関様式B-1210）1通に次のいずれかの者が証明した「証明書」（税関様式B-1215）を添えて、受験願書と一括して税関へ提出してください。（様式は出願書類を請求する際に併せて請求するか、税関ホームページから入手してください。）

なお、必ず所要の切手を貼ったあて先明記の「書留」、「簡易書留」又は「特定記録」とした返信用封筒（角形2号封筒：A4サイズが入る大きさのもの）を添付してください。（直接税関へ出願書類を持参して申し込む場合であっても返信用封筒は添付してください。）

a 通関業者の通関業務に従事していた方又は従事している方の場合は、当該通関業者（これらの者が2以上である場合には、それぞれの者）又は通関業者であった者。

この場合において通関業者が死亡し、又は解散した等の理由によりその証明を得られない場合で、当該通関業者が所属していた通関業者の組織団体がその事実を証明できるときは、当該組織団体の代表者。

b 官庁における事務に従事していた方で退職している方の場合は、当該事務に係る最終所属官庁の長。

c 通関業者の通関業務に従事した期間と官庁の事務に従事した期間を通算することにより免除を受けることができることとなる方の場合は、前記a及びbのそれぞれの者。

d 現に官庁に勤務している方の場合は、当該官庁の長。

ロ 申請書提出期間

前記Iの5の(1)の受験願書受付期間と同一期間とします。

なお、免除の決定のため審査を要しますので、なるべく早めに提出してください。

④ 免除の決定等

審査の結果、免除することに決定したときは、受験票とともに「通関士試験科目の一部免除通知書」を交付します。また、免除しないことに決定したときは、「通関士試験科目の一部免除申請却下通知書」を交付します。

なお、「通関士試験科目の一部免除通知書」の交付が行われた場合でも、虚偽の証明に基づく申請であることが明らかとなった場合には、受験禁止又は合格決定の取消しの処分がされるほか、以後2年以内の期間を定めて受験を禁止することがあります。

2 受験願書をNACCSを使用して提出する場合

NACCSを使用して受験願書の提出及び試験科目の一部免除申請を行うことができます。NACCSを使用するためには、あらかじめNACCSセンターにNACCSの利用申込み手続を行う必要があります。

なお、NACCSの利用申込み手続を行ってから利用可能になるまでに必要な期間については、NACCSセンターにお問い合わせください。

(1) 出願書類

① 受験願書…… NACCSを使用して提出します。

② 受験票…… 前記1の(1)の②と同じです。NACCSによる提出はできません。

③ 通関士試験科目の一部免除通知書の写し…… 前記1の(1)の③と同じです。なお、前回（第49回）までに「通関士試験科目の一部免除通知書」の交付を受けている場合には、当該通知書をスキャナー等で読み込み、画像ファイルとして添付することにより、NACCSを使用して提出することができます。

(2) 申込みの方法等

① 出願書類請求方法

受験票の請求方法は、前記 1 の(2)の①と同じです。受験願書受付期間に間に合うよう早めに請求してください。

② 申込みの方法

NACCSを使用して受験願書を提出した後、内容に不備がなければ、NACCSから受験手数料の納付に必要な納付情報が配信されますので、その納付情報に基づいて受験手数料の 2,900 円を、平成 28 年 8 月 8 日（月）午後 5 時までに必ず電子納付してください。また、前記(1)の出願書類のうち②の受験票及び③の通関士試験科目の一部免除通知書の写しを前記 I の 4 の受験願書の提出先に平成 28 年 8 月 8 日（月）午後 5 時までに必ず提出してください。受理された場合には、出願者へ受験票が交付されます。

出願書類を郵送する場合には、必ず「書留」、「簡易書留」又は「特定記録」の追跡可能な方法とし、封筒の表に「通関士試験」と朱書してください。郵送の場合は、平成 28 年 8 月 8 日（月）までの消印のあるものが有効です。

出願書類を郵送以外の方法で送付する場合には、平成 28 年 8 月 8 日（月）午後 5 時までに税関に到着したものに限り受け付けます。

③ なお、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望される方は、受験申込みの際にその旨を申し出てください。

(3) 試験科目の一部免除

① 申請手続

NACCSを使用して試験科目の一部免除申請を行うことができます。この場合においても、NACCSを使用して「証明書」を提出することができないため、別途前記 1 の(3)の③のイの「証明書」を提出する必要があります。

なお、「証明書」の提出時に必ず所要の切手を貼ったあて先明記の「書留」、「簡易書留」又は「特定記録」とした返信用封筒（角形 2 号封筒：A 4 サイズが入る大きさのもの）を添付してください。

② 免除の決定等

前記 1 の(3)の④と同じです。

Ⅲ その他

1 受験の際の注意事項

(1) 試験場では係員の指示に従って行動してください。

(2) 受験者は、試験開始 30 分前（午前 9 時）までに必ず試験場に集合してください。正当な理由がなく試験開始時に遅刻した場合は、入場を認めません。

(3) 試験場には、必ず受験票を持参してください。持参しない方は入場できません。

受験票の他には、筆記用具及び必要に応じ携帯用電子計算機をお持ちください。

(注) 携帯用電子計算機は、次の各条件に該当するもののみ使用を認めます。

イ 計算機能のみを有するもの（例えば、紙に記録する機能、音を発する機能、電子手帳機能を有するもの等は不可。）

ロ 数値を表示する部分がおおむね水平であるもの（数値を表示する部分の傾斜が周囲に数値が見えない程度のもは可。）

ハ 電源内蔵式のもの

(4) 各試験科目の開始時刻の 15 分前までに着席してください。

(5) 受験中は、次のもの以外は、すべてかばん等の中にしまい、足元に置いてください。

・受験票

・鉛筆及び消しゴム等の筆記用具

・携帯用電子計算機（「通関書類の作成要領その他通関手続の実務」の試験時間のみに限る。）

(6) 答案用紙に記入する受験番号及び受験地は厳に書き誤りのないように注意してください。

(7) 答案用紙はマークシート方式です。筆記用具はHB又はBの黒鉛筆（シャープペンシルを含む。）を使用してください。それ以外の筆記用具を使用した場合は採点されないことがあります。また、プラスチック製の消しゴムも忘れずに携行してください。

(8) 試験場には駐車場の用意はありませんので、車での来場はご遠慮ください。

- (9) 試験室内での携帯電話等の通信機器類及び計算機能・通信機能等が付いている腕時計・眼鏡などの電子機器類の使用を禁止します。(3)の携帯用電子計算機を除く。)
- (10) 試験開始後 30 分間及び試験終了前 10 分間は、試験室からの退出を認めません。
- (11) 不正の手段により通関士試験を受け、又は受けようとした場合には、受験を禁止し、又は合格の決定を取り消されるほか、以後 2 年以内の期間を定めて受験を禁止されることがあります。

2 試験に関する照会

- (1) 通関士試験について不明な点があるときは、前記 I の 4 の税関の通関業監督官にお問い合わせください。郵便による照会は、所要の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封してください。
- (2) 願書受付期間中に書類を提出後、平成 28 年 8 月 22 日（月）までに受験票が届かない場合は、提出先の税関へ必ず連絡し、出願の確認をしてください。
- (3) 災害等が発生した場合における試験実施に関する情報については、税関ホームページに掲載しますので、税関ホームページで確認をしてください。
- (4) 試験の結果は、官報、受験した税関の各官署の掲示板、税関ホームページで確認してください。試験の結果に関する照会には応じられません。

3 税関長の確認

通関士試験の合格者が通関士として通関業務に従事しようとする場合には、通関業法第 31 条の規定により、勤務先の通関業者の申請に基づく税関長の「確認」が必要です。

関税法第70条の規定に基づく他法令確認書類の取扱いについて

◆写しにより他法令確認が可能となった法令

法 令	輸出	輸入
狂犬病予防法	○	○
水産資源保護法	-	○
火薬類取締法	-	○

(参考)

- ・「関税法基本通達等の一部改正について」(平成28年6月24日付 財関第782号)
- ・平成28年7月27日から実施

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
(他法令による許可、承認等の確認) 70—1—1 輸出貨物についての法第 70 条第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、次による。 (1)～(4) (省略) 別表第 1			(他法令による許可、承認等の確認) 70—1—1 輸出貨物についての法第 70 条第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、次による。 (1)～(4) (省略) 別表第 1		
法令名	輸出の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	法令名	輸出の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
イ.～ロ. (省略)	(省略)	(省略)	イ.～ロ. (同左)	(同左)	(同左)
ハ. 検疫関係 (イ) (省略)	(省略)	(省略)	ハ. 検疫関係 (イ) (同左)	(同左)	(同左)
(ロ)狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)	第 7 条<<輸出入検疫>>	犬等の輸出入検疫規則（平成11年農林水産省令第68号）第 9 条<<検疫証明書等>>の規定により家畜防疫官が交付する証明書 (1) 犬 「犬の輸出検疫証明書」（同規則様式第 5 号の 3 に定めるもの） <u>又はその写し</u> (2) 第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる動物 「狂犬病予防法に基づく動物の輸出検疫証明書」（同規則様式第 5 号の 4 に定めるもの） <u>又はその写し</u>	(ロ)狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)	第 7 条<<輸出入検疫>>	犬等の輸出入検疫規則（平成11年農林水産省令第68号）第 9 条<<検疫証明書等>>の規定により家畜防疫官が交付する証明書 (1) 犬 「犬の輸出検疫証明書」（同規則様式第 5 号の 3 に定めるもの） (2) 第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる動物 「狂犬病予防法に基づく動物の輸出検疫証明書」（同規則様式第 5 号の 4 に定めるもの）
ニ.～ト. (省略)	(省略)	(省略)	ニ.～ト. (同左)	(同左)	(同左)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
別表第 2 （省略） （他法令による許可、承認等の確認） 70—3—1 輸入貨物についての法第 70 条第 1 項又は第 2 項の規定の適用については、次による。 (1)～(4) （省略） 別表第 1			別表第 2 （同左） （他法令による許可、承認等の確認） 70—3—1 輸入貨物についての法第 70 条第 1 項又は第 2 項の規定の適用については、次による。 (1)～(4) （同左） 別表第 1		
法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
イ. （省略）	（省略）	（省略）	イ. （同左）	（同左）	（同左）
ロ. 輸入制限、 禁止関係 (イ)～(ヌ) （省略）	（省略）	（省略）	ロ. 輸入制限、 禁止関係 (イ)～(ヌ) （同左）	（同左）	（同左）
(ル) 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）	第13条の2第1項<<輸入の許可>>	第 13 条の 2 第 1 項の規定により農林水産大臣の許可を要する水産動物及びその容器包装を輸入する場合には、同条第 4 項の規定により農林水産大臣が交付する「輸入許可証」（水産資源保護法施行規則（昭和 27 年農林省令第 44 号）別記様式第 2 号） <u>又はその写し</u>	(ル) 水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）	第13条の2第1項<<輸入の許可>>	第 13 条の 2 第 1 項の規定により農林水産大臣の許可を要する水産動物及びその容器包装を輸入する場合には、同条第 4 項の規定により農林水産大臣が交付する「輸入許可証」（水産資源保護法施行規則（昭和 27 年農林省令第 44 号）別記様式第 2 号） <u>の原本</u>
(オ)～(カ) （省略）	（省略）	（省略）	(オ)～(カ) （同左）	（同左）	（同左）
(コ) 火薬類取締	第24条第1項<<輸	第 24 条第 1 項の規定により都	(コ) 火薬類取締	第24条第1項<<輸	第 24 条第 1 項の規定により都

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】




（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
法（昭和25年法律第149号） (タ)～(ム) (省略)	入の許可>> (省略)	道府県知事が交付する「火薬類輸入許可書」 <u>又はその写し</u> (省略)	法（昭和25年法律第149号） (タ)～(ム) (同左)	入の許可>> (同左)	道府県知事が交付する「火薬類輸入許可書」 (同左)
別表第 2			別表第 2		
法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
イ.～ロ. (省略)	(省略)	(省略)	イ.～ロ. (同左)	(同左)	(同左)
ハ. 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）	第 7 条<<輸出入検査>>	犬等の輸出入検査規則（平成11年農林水産省令第68号）第 9 条<<検査証明書等>>の規定により家畜防疫官が交付する証明書 (1) 犬 「犬の輸入検査証明書」（同規則様式第五号の一に定めるもの） <u>又はその写し</u> (2) 第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる動物 「狂犬病予防法に基づく動物の輸入検査証明書」（同規則様式第 5 号の 2 に定めるもの） <u>又はその写し</u>	ハ. 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）	第 7 条<<輸出入検査>>	犬等の輸出入検査規則（平成11年農林水産省令第68号）第 9 条<<検査証明書等>>の規定により家畜防疫官が交付する証明書 (1) 犬 「犬の輸入検査証明書」（同規則様式第五号の一に定めるもの） (2) 第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる動物 「狂犬病予防法に基づく動物の輸入検査証明書」（同規則様式第 5 号の 2 に定めるもの）
ニ.～ト. (省略)	(省略)	(省略)	ニ.～ト. (同左)	(同左)	(同左)

税関への輸入差止申立て(新規・追加)一覧 (H28年5月～6月受理分)

【5月】

【横浜税関業務部】

権利	品名	知的財産の内容 (又は変更内容)	登録商標、意匠等	申立人
商標	家庭用ゲームコントローラ	「beatmania II DX」等に係る商標	beatmania II DX ビートマニアアツーディエックス SOUND VOLTEX BOOTH (標準文字) pop'n music(標準文字)	株式会社コナミデジタルエンタテインメント
商標	かばん類	「anello」等に係る商標	anello	株式会社キャロットカンパニー
商標	バドミントン用具、洋服類、 ティーシャツ、靴下、帽子、靴 類、リストバンド、太鼓ゲーム用 パチ	「YONEX」等に係る商標	 YONEX(標準文字)	ヨネックス株式会社
意匠	美容用ローラー	「美容用ローラー」に係る意匠		株式会社MTG
特許	インクカートリッジ	「カートリッジ」に係る特許	(イメージなし)	セイコーエプソン株式会社
商標	パソコン用ACアダプター	「FUJITSU LIMITED」に係る商標 (権利追加)	FUJITSU LIMITED (標準文字)	富士通株式会社
商標	自動車部品及び附属品 (自動車用エアバッグ部品、 シートベルトキャンセラー、ペダ ルセット)	「TOYOTA」等に係る商標	 TOYOTA LEXUS	トヨタ自動車株式会社
商標	時計 (品名追加)	「REGAL/リーガル」に係る商標 (権利追加)	REGAL リーガル	株式会社リーガルコーポレーショ ン
商標	かばん・財布類、洋服類、ティー シャツ、スマートフォンケース	「YSL」等に係る商標	 YVES SAINT LAURENT SAINT LAURENT PARIS	イヴ・サン・ローラン

【6月】

権利	品名	知的財産の内容 (又は変更内容)	登録商標、意匠等	申立人
商標	香水	「KENZO」に係る商標	KENZO	ケンゾー
商標	かばん・財布類、布製ラベル	「PORTER」等に係る商標	YOSHIDA & COMPANY PORTER(標準文字)  PORTER TOKYO JAPAN HEAD PORTER LUGGAGE LABEL	株式会社吉田
商標	ランプシェード	ランプシェードに係る立体商標		ルイス ポールセン エイ/エス
商標	エッセンシャルオイル	「円形の中にてんとう虫図形と欧文 字」等に係る商標	Herba Helvetica エルバエルヴェティカ (標準文字) Immuneol イムネオール (標準文字) 	有限会社 日本エステル社
意匠	自動車用アンテナ	「自動車用アンテナ」に係る意匠		仲里 知樹
商標	洋服類、ティーシャツ	「mikihouse」等に係る商標	mikiHOUSE HOT BISCUITS mikihouse.jp	三起商行株式会社
商標	洋服類、ティーシャツ、かばん類	「Jack Wolfskin」等に係る商標	Jack Wolfskin Jack Wolfskin	ジャック・ウルフスキン
商標	かばん類	「HERSCHEL」等に係る商標	THE FINEST QUALITY HERSCHEL SUPPLY CO. CANADA (標準文字) TRADE MARK	ハーシェル サプライ カンパニー リミテッド



税関への差止申立て情報は税関HPに掲載しています
 > 税関HP掲載アドレス: www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/

FAKE ZERO PROJECT

China Customs Japan Customs Korea Customs

横浜税関管内の申告添付登録(MSX業務)利用状況

輸出

申告年月	区2,3 添付割合
2015年1月	62%
2015年2月	63%
2015年3月	72%
2015年4月	87%
2015年5月	87%
2015年6月	87%
2015年7月	82%
2015年8月	85%
2015年9月	91%
2015年10月	92%
2015年11月	93%
2015年12月	92%
2016年1月	93%
2016年2月	93%
2016年3月	94%
2016年4月	93%
2016年5月	93%
2016年6月	93%

輸入

申告申請年月	区2,3 添付割合
2015年1月	63%
2015年2月	63%
2015年3月	63%
2015年4月	69%
2015年5月	71%
2015年6月	71%
2015年7月	72%
2015年8月	73%
2015年9月	76%
2015年10月	76%
2015年11月	78%
2015年12月	80%
2016年1月	81%
2016年2月	80%
2016年3月	80%
2016年4月	83%
2016年5月	83%
2016年6月	83%

2016年6月の内訳

海上	93%
航空	86%

2016年6月の内訳

海上	83%
航空	72%

【参考】2016年5月の各税関添付割合(海上)

輸出	
東京	63%
横浜	93%
神戸	91%
大阪	88%
名古屋	84%
門司	96%
長崎	92%
函館	95%
沖縄	79%
合計	87%

輸入	
東京	75%
横浜	82%
神戸	86%
大阪	87%
名古屋	83%
門司	90%
長崎	91%
函館	92%
沖縄	84%
合計	83%